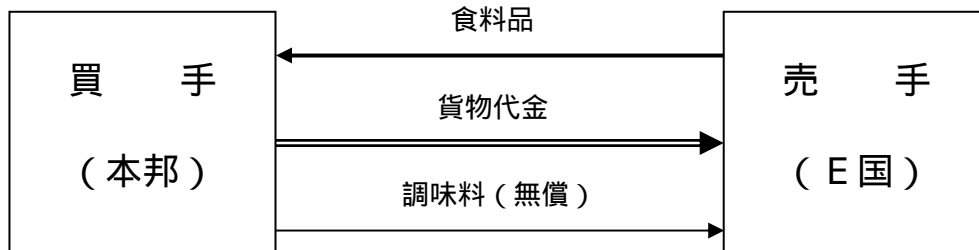


2. 輸入貨物の原材料（買手が自社で製造したもの）の費用



【照会要旨】

当社（買手）は、売手から食料品を購入（輸入）します。

当社は、輸入貨物の製造に使用する調味料を自社で製造し、売手に無償で提供しています。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が無償で提供した調味料に要する費用の額を、現実支払価格に加算する必要がありますか。また、加算する必要がある場合、その費用の額は、どのように計算するのですか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が無償で提供した調味料は、「輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの」に該当し、その調味料に要する費用の額を現実支払価格に加算する必要があります。

また、その費用の額は、貴社における調味料の生産に要した費用に、その調味料を売手に提供するために要した運賃等の額を加えた額となります。

（理由）

「輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの」が買手により無償で提供された場合は、その物品に要する費用の額を現実支払価格に加算することとされています。

また、その費用の額は、買手が自らその物品を生産した場合は、その物品の生産に要した費用によることとされており、買手がその物品を輸入貨物の生産及び輸入取引に関連して提供するために要した運賃、保険料その他の費用を負担した場合には、それらの費用の額を上記の生産に要した費用に加算した額がその物品に要する費用の額とされています。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第3号イ

関税定率法施行令第1条の5第2項

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)